

使用貸借契約書

貸主 細谷由枝（以下「甲」という。）と、借主 医療法人社団創造会 理事長 土井紀弘（以下「乙」という。）とは、本日、以下の条件で使用貸借契約を締結することで合意した。

第1条 甲は、その所有にかかる下記の建物（以下、「本件貸借物件」という。）を乙に無償で貸与し、乙はこれを借受ける。

所在 我孫子市新木野4-33-7
家屋番号
種類
構造
床面積

第2条 本件貸借物件の期間は、平成28年11月14日から平成30年11月13日までの2年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示が無い場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第3条 本件貸借物件についての修繕・補修等の費用は、事由及び名目の如何を問わず乙の負担とする。

第4条 乙は、本件貸借物件をベトナム留学生の住居以外に用いてはならない。

第5条 乙は、本件貸借物件を第三者に転貸・譲渡してはならない。

第6条 本契約終了後、乙は、本件貸借物件を直ちに原状に復した上、これを甲に返還しなければならない。

2 前項の返還の際、乙所有の残留物について、乙は所有権を放棄し、これを甲において処分しても異議を述べない。

第7条 乙が本件契約終了後、本件貸借物件の明渡をしないときは、乙は甲に対し日当たり金 円
の金員を支払う。

第8条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年11月14日

貸主（甲） 千葉県我孫子市新木野4-33-7

細谷 由枝



代理人 千葉県我孫子市新木野4-15-14

細谷 暁夫



借主（乙） 千葉県我孫子市布佐834-28

医療法人社団創造会

理事長 土井 紀弘



ベトナム人留学生向け住居使用貸借に関する覚書

細谷 由枝（以下、甲という。）と医療法人社団 創造会理事長 土井紀弘（以下、乙という。）とは、甲所有の住居（住所：我孫子市新木野4-33-7）について、ベトナム人留学生向けとして使用貸借契約の締結を予定している。契約交渉過程で、以下の事項について、合意に達したので、ここに覚書を締結する。

記

- 1 上記物件の固定資産税相当額を乙が負担する。
- 2 上記物件の水道・光熱費及び火災保険は乙が負担する。
- 3 上記物件を使用するに際し発生する費用、及び義務はすべて乙が負担する。
（自治会費、お祭り負担金、町内の大掃除 等）
- 4 上記物件の使用目的はベトナム人留学生の寮として使用し、他の目的では使用しない。
（注：ベトナム人留学生は、介護福祉士の資格取得後、乙の職員として働くことを前提としている。）
- 5 ベトナムからの留学生と近隣住民の方との間で問題が生じた際の窓口は乙の職員で広報・企画室長 山本弘之が担当し、誠意を持って対応し、問題解決を行なう。
- 6 その他

以上

平成28年11月14日

甲： 細谷 由枝



住所： 千葉県我孫子市新木野4-33-7

代理人： 細谷 暁夫



住所： 千葉県我孫子市新木野4-15-14

電話：

乙： 医療法人社団 創造会 理事長

土井紀弘



電話： 04-7189-1111（代）